

制服等の規定

社会には、さまざまな場面でしかるべきとされる服装があり、これらは周囲への配慮から始まったエチケットです。国際高校生として、制服を着用するときは、その意味を深く理解し、常に清潔、端正で上品な身だしなみを心がけることが大切です。

以下に示す規定はこの趣旨にそって定めたものですから、各自の自覚によりこの規定を生かすように努めてください。

1 制服等

(1) 冬制服

- ① 指定の紺色ブレザー型上着
- ② 指定のズボンまたはスカート
- ③ 指定の白無地長袖カッターシャツ
- ④ 指定のネクタイまたはリボン

(2) 夏制服

- ① 指定のズボンまたはスカート
- ② 指定の半袖プルオーバーシャツ・ブラウス

(3) セーター

基準は下記に示すものとする。ただし、必ず許可を受けること。

また、上着を着用せず、セーターでの登下校は認めない。

- ① 色は黒・紺・グレー・白で無地のもの。
- ② 丈は上着丈に収まる標準丈とする。

(4) 防寒着（コート・ウインドブレーカー類）

基準は下記に示すものとする。ただし、必ず許可を受けること。

- ① 色は黒・紺・茶・濃いグレーで無地のもの。
(ワンポイント、縁取りライン程度は可。バックプリントは認めない。)
- ② 丈は標準丈とし、ロングコートは認めない。
- ③ 部活動等で指定されている物は、クラブ顧問の判断で可とする。

(5) その他

上記の服装の中で、天候を勘案し、適切に着用すること。

2 頭髪・装身具等

- (1) パーマ・染色・エクステ・カール及び化粧をしてはならない。
- (2) ピアス・ネックレス・指輪・ペンダント・香水・色付リップ・マニキュア・カラーコンタクトその他装身具をつけてはならない。